

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の届出に関する指針

平成22年 7月20日決裁
改正 平成23年 3月16日決裁
改正 平成26年 8月 5日決裁
改正 平成27年 3月17日決裁
改正 平成27年10月15日決裁
改正 平成28年 5月 9日決裁
改正 平成30年 5月 1日決裁
改正 平成31年 4月22日決裁
改正 令和 2年 3月26日決裁
改正 令和 7年 3月31日決裁

1 目的

この指針は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業のうち、岐阜市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第24号。以下「基準条例」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 届出手続

無料低額宿泊所を開設しようとするときは、次に掲げる手続を経るものとし、協議や書類の提出等の窓口は岐阜市福祉事務所生活福祉一課、生活福祉二課及び生活福祉三課（以下「生活福祉課」という。）とする。

- (1) 事業開始予定日の2月前までに、生活福祉課に対し、無料低額宿泊所開設の計画内容、利用方法、利用者処遇、近隣住民への説明方法等について事前協議すること。
- (2) 近隣住民に対しては、事業開始前に説明会等を開催し、地域住民の理解を得るよう努めること。なお、説明会等の結果は、様式第1号によるものとする。
- (3) 基準条例第4条及び第7条第3項に規定する暴力団等でないこと等に関する表明、確約書及び警察への照会にかかる同意書は、様式第2号によるものとする。
- (4) 法第68条の2に規定する開始届、法第68条の3に規定する変更届及び法第68条の4に規定する廃止届は、岐阜市社会福祉法施行細則（平成24年規則第19号）に定める様式によるものとする。
- (5) その他の参考様式は、「無料低額宿泊所の届出等に係る参考様式例の送付について」（令和元年12月27日事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室通知）及び「無料低額宿泊所の金銭管理規定に関する参考例の送付について」（令和2年3月2日事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室通知）によるものとする。

附 則

この指針は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年8月5日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成27年3月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行の際現に改正前の社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の運営・届出に関する指針3 設備面に関する基準を満たし、事業を開始している施設については、改正後の社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の運営・届出に関する指針3 設備面に関する基準にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この指針は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

説明会報告書
(あて先)岐阜市長

年 月 日

住 所

氏 名

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

連絡先

(電話番号)

宿泊所等の設置にあたり、下記のとおり地域住民に対する説明会を行ったので報告します。

記

施設名称					
施設所在地					
説 明 会 の 内 容	開催日時				
	開催場所				
	出席者	自治会名	人数		
		事業者職・氏名			
		市職員等			
	説明事項				
	質疑応答・協議内容				

事前・及び当日配布した資料がありましたら添付してください。

暴力団等ではないこと等に関する表明・確約書

及び警察への照会にかかる同意書

(あて先) 岐阜市長

- 1 私(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)は、現在及び将来にわたって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は岐阜市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 29 日岐阜市条例第 13 号)第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないことを表明、確約いたします。

＊ この様式における「暴力団員等」とは、以下の者をいう。

- ① 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ② 暴力団員を雇用している者
- ③ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ④ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- 2 私(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて岐阜市の信用を毀損し、又は岐阜市の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

- 3 私(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)は、取引業者との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。

- ① 取引業者が前 1 に該当せず、将来においても前 1 及び 2 に該当しないこと。
- ② 取引業者が前 1 及び 2 に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。

- 4 私(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)は、取引業者が、暴力団等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は取引業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を岐阜市に報告し、捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします。
- 5 私(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)は、これらの各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、利用者及び岐阜市に情報提供されることに一切異議を申し立てないとともに、賠償ないし補償を求めず、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約いたします。
- 6 岐阜市が必要と認めた場合には、私(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団等であるか否かの確認のため、警察へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

(個人又は法人の代表者)

所 在 地

名 称

代表者氏名